

「宇美町総合戦略推進懇談会」の開催について

28 宇 政 第 6 4 1 号
平成28年10月11日町長決定

1 趣旨

まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）第10条の規定に基づき宇美町におけるまち・ひと・しごと創生を実現するために策定した宇美町総合戦略の推進に当たり、広く有識者の出席を求めて、専門的立場からの意見及び助言等を聴取するため、宇美町総合戦略推進懇談会（以下「懇談会」という。）を開催する。

2 意見等を求める事項

- (1) 宇美町総合戦略の推進及び効果の検証に関すること
- (2) その他必要な事項に関すること

3 委員、運営等

- (1) 懇談会の委員は、懇談会開催の趣旨に基づき町長が別に定める有識者とする。
- (2) 懇談会は、宇美町まち・ひと・しごと創生本部本部長が招集する。
- (3) 懇談会には、必要に応じて座長を置くことができる。
- (4) 懇談会は、必要に応じ、構成員以外の関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

4 開催予定

懇談会は、平成28年11月1日から平成33年3月31日までの間において、必要に応じて開催する。

5 庶務

懇談会の庶務は、政策経営課において処理する。